

○品田委員長 ただいまより、経済文教常任委員会を開会いたします。

本日の出席委員は全員です。

それでは、会議を進めてまいります。

初めに、1、請願・陳情議案の取下げについてを議題といたします。陳情第24号、子どもの新型コロナウイルス感染症対策緩和を求める意見書の提出を求めることについてに関わりまして、陳情提出者から、当該陳情を取り下げる旨の書面が提出されましたので、事務局から説明いたします。

○林上議会事務局次長 ただいま議題となっております、陳情第24号、子どもの新型コロナウイルス感染症対策緩和を求める意見書の提出を求めることについてにつきましては、陳情提出者から議長に対しまして、都合により取り下げたい旨の書面が令和5年2月14日付で提出されました。したがって、本委員会で取下げの確認がなされた場合、本会議においてその手続を取るようになるかと思います。

以上でございます。

○品田委員長 陳情提出者の申出どおり、本陳情につきましては取下げの扱いとすることによりよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○品田委員長 そのとおり扱わせていただきます。

次に、2、令和5年第1回定例会提出議案についてを議題といたします。議案第1号、議案第3号、議案第12号、議案第13号及び報告第2号の以上5件につきまして、理事者から説明願います。

○三宮経済部長 議案第1号、令和4年度旭川市一般会計補正予算のうち、経済部所管分につきまして御説明申し上げます。

補正予算書20ページ、歳入でございます。20款1項6目商工費寄附金でございます。ふるさと納税による寄附金が増加したことに伴い、デザイン振興基金寄附金159万7千円、まちなか活性化事業基金寄附金509万1千円、産業振興基金寄附金1千172万6千円を補正しようとするものでございます。

続きまして、補正予算書27ページ、歳出でございます。7款1項商工費を御覧ください。寄附金の増額による歳入の補正に伴い、1目商業振興費、まちなか活性化事業基金積立金、2目工業振興費、デザイン振興基金積立金、産業振興基金積立金につきましては、それぞれ歳入と同額を補正しようとするものでございます。

続きまして、補正予算書21ページ、歳入でございます。23款4項4目商工費貸付金元利収入512万8千円でございます。動物園通り産業団地の分譲が当初計画を上回る見込みでありますことから、補正しようとするものでございます。

続きまして、補正予算書27ページ、7款1項1目商業振興費、感染防止対策協力支援金13億9千333万2千円でございます。北海道知事による休業等要請に応じた飲食店などへ給付した協力支援金の財源である新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の精算に伴い、令和3年度分の概算払い超過分を国に返還するものでございます。

続きまして、補正予算書6ページ、債務負担行為補正（変更分）下段の令和4年度旭川市中小企業振興資金（新規創業支援資金）の融資に係る利子補給金について、当該資金の新規貸付け及び融資あっせん額が増加していることに伴い、債務負担行為の限度額を952万円から1千5万4千円へ補正しようとするものでございます。

続きまして、議案第3号、令和4年度旭川市動物園事業特別会計補正予算について御説明申し上げます。

補正予算書39ページになります。歳入、4款1項1目寄附金でございます。ふるさと納税や企業からの寄附金が増加したことに伴いまして、寄附金に1億7千935万1千円を補正しようとするものでございます。

続きまして、歳出ですが、1款1項1目総務管理費でございます。寄附金の増額による歳入の補正に伴い、旭山動物園施設整備基金積立金につきまして、歳入と同額を補正しようとするものでございます。

次に、補正予算書40ページでございます。債務負担行為補正につきましては、いずれも本年度中に契約事務を行う必要がありますことから、補正しようとするものでございます。園内管理及び案内業務委託料につきましては、期間は令和5年度から令和6年度、限度額を1億7千111万6千円、売改札・団体受付業務委託料につきましては、期間は令和5年度から令和6年度、限度額を7千440万4千円、令和5年度分旭山動物園維持管理業務等委託料につきましては、期間は令和5年度、限度額を3千553万3千円とするものでございます。

以上が、経済部所管の補正予算の内容でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○菅原観光スポーツ交流部長 議案第1号の令和4年度旭川市一般会計補正予算のうち、観光スポーツ交流部所管分につきまして御説明申し上げます。

補正予算書20ページを御覧ください。歳入、20款1項2目総務費寄附金の国際交流活動基金寄附金1千万円、及び8目教育費寄附金のスポーツ振興基金寄附金285万6千円の増額でございます。これらは、ふるさと納税による寄附金が増えたことに伴い、補正しようとするものでございます。

次に、補正予算書22ページを御覧ください。歳出、2款1項1目一般管理費の国際交流活動基金積立金1千万円の増額でございます。これは、寄附金の増加に伴うもので、歳入と同額を積み立てるために補正しようとするものでございます。

続きまして、補正予算書29ページを御覧ください。10款6項1目保健体育総務費の管理事務費246万円の増額でございます。これは、旭川市総合体育館及び旭川市東地区体育センターの運営業務につきまして、光熱水費の価格高騰に伴う委託料の増額230万円と、旭川市東地区体育センターにおいて、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う利用キャンセルにより、利用料金収入が減少していることから、利用料金の還付に伴う補償金として16万円を指定管理者に支払うものであり、財源は全額、一般財源となっております。

続きまして、スポーツ振興基金積立金285万6千円の増額でございます。こちらも国際交流活動基金積立金と同様に、寄附金の増加に伴うもので、歳入と同額を積み立てるために補正しようとするものでございます。

次に、補正予算書の33ページを御覧ください。債務負担行為（追加分）についてでございますが、

上から6段目にあります旭川市嵐山レクリエーション施設指定管理料について、限度額を2億8千274万3千円とし、令和5年4月1日から5年間の複数年契約で行うため、その指定管理料について債務負担行為を設定しようとするものであります。

最後に、補正予算書の35ページを御覧ください。債務負担行為(変更分)についてであります。最下段にあります旭川市総合体育館指定管理料について、さきに御説明いたしました光熱水費の価格高騰等に伴い、債務負担行為の限度額を増額しようとするものであります。

以上が、観光スポーツ交流部所管分の補正予算でございます。

続きまして、指定管理者の指定2件につきまして、御説明を申し上げます。議案書を御覧ください。

議案第12号及び議案第13号についてでございます。こちらは、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、公の施設の指定管理者の指定に関し、議会の議決を得ようとするもので、議案第12号の旭川市嵐山レクリエーション施設の指定管理者にグリーンテックス株式会社、議案第13号のカムイスキーリンクスの指定管理者に一般社団法人大雪カムイミントラDMOをそれぞれ指定し、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの間、その管理を行わせようとするものであります。指定管理者の選定につきましては、旭川市嵐山レクリエーション施設は、旭川市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の規定に基づき、公募を行い、申請書類のほか、応募団体からのプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行い、選定したところであります。また、カムイスキーリンクスにつきましては、旭川市スキー場条例の規定に基づき、公募することなく、特定の者に申請書等の提出を求め、審査を行い、選定したところでございます。

以上、御説明申し上げます。お願いいたします。

○加藤農政部長 議案第1号、令和4年度旭川市一般会計補正予算のうち、農政部所管分につきまして御説明申し上げます。

初めに、歳入についてでございます。補正予算書16ページを御覧ください。9款地方譲与税、4項森林環境譲与税、1目森林環境譲与税65万6千円につきましては、森林環境譲与税の増額に伴い、補正しようとするものでございます。

次に、歳出についてでございます。補正予算書26ページを御覧ください。6款農林水産業費、1項農業費、2目農業振興費、一番右の欄、農業次世代人材投資事業費169万2千円でございます。本事業は、経営が不安定な新規就農者の所得を確保し、就農意欲の喚起と就農後の早期経営安定を目的に、新規就農者に対して経営開始後最長5年間、年間最大150万円を交付する制度でございます。今回、令和2年度及び3年度に交付を受けました農業者の農業所得が、修正申告により、本制度の所得制限を上回ったことから、交付金の一部返還が生じたものでございます。

次に、その下の機構集積協力金交付事業費17万4千円でございます。本事業は、農業者が、担い手への農地集積を推進しております北海道農業公社へ農地を10年以上貸し付けた場合に、農地面積に応じて耕作者に協力金を交付する制度でございます。今回、1経営体が、10年経過する前に賃貸借契約を解約したことによりまして、返還が生じたものでございます。

これら2事業の財源につきましては、全額、特定財源となっております。

続きまして、次ページ、27ページ、2項林業費、1目林業振興費、右欄の森林整備基金積立金65万6千円につきましては、森林環境譲与税の増額に伴い、歳入と同額を補正しようとするもの

でございます。

最後に、補正予算書4ページに戻りまして、繰越明許費補正、6款1項、経営体育成支援費2千331万3千円でございます。本事業は、経営発展に意欲的に取り組む地域の担い手である経営体が、融資機関からの融資を活用し、農業用機械等を導入する場合において、補助金を交付するものでございます。そのうち、年度内の執行が困難な5経営体につきまして、令和5年度に繰り越して執行しようとするものでございます。

以上が、農政部所管に関わる補正予算の概要でございます。よろしくお願い申し上げます。

〇品田学校教育部長 議案第1号、令和4年度旭川市一般会計補正予算のうち、学校教育部所管分につきまして御説明いたします。

学校教育部の補正につきましては、国の令和4年度補正により、国庫補助金の交付決定が見込まれるため、令和5年度に予定しております事業の一部を令和4年度予算に前倒しして計上するものが10事業、そのほかの事業が3事業、また、令和5年4月1日から業務を開始する必要があることから、令和4年度中に契約を締結するための債務負担行為を設定するものがございます。

まず、国の補正予算により、令和5年度に予定する事業を令和4年度に前倒して補正する10事業について、順次、説明をいたします。

補正予算書の28ページになります。10款2項1目学校管理費、給食施設整備費、補正額1千913万円につきましては、大町小学校及び近文第2小学校の給食室に冷房設備を設置する経費を補正しようというものでございます。

次に、1つ下の学校感染症対策支援費、補正額5千805万円、及び、下段のほうにあります3項1目学校管理費、学校感染症対策支援費、補正額2千925万円につきましては、いずれも新型コロナウイルス感染症対策として、国からの補助金を受け、室内の換気対策に必要な経費や、感染者が発生した学校での保健衛生用品等の購入を行うというものでございます。

次に、中段の2項3目維持修繕費、学校施設大規模改修費、補正額3億7千339万6千円及び29ページの一番上、3項3目維持修繕費、学校施設大規模改修費、補正額4億2千228万6千円につきましては、給水設備、暖房設備の改修工事等を行うもので、小学校では、陵雲小学校のトイレ改修、大有小学校の給水設備改修、共栄小学校の暖房設備改修、中学校では、神居東中学校のトイレ改修、東陽中学校の給水設備改修、愛宕中学校及び東鷹栖中学校の暖房設備改修工事を実施するというものでございます。

次に、28ページに戻りまして、中段の2項4目学校建設費、学校施設大規模改造費、補正額4千837万円及び29ページの上段、3項4目学校建設費、学校施設大規模改造費、補正額5千890万4千円につきましては、学校の耐震化対策を行うもので、小学校では、日章小学校の校舎、屋体の耐震補強工事、また、中学校では、明星中学校校舎の耐震補強工事を実施しようというものでございます。

次に、28ページに戻りまして、中段の2項4目学校建設費、千代田小学校増改築費、補正額2億6千280万円は、千代田小学校の旧校舎及び屋体の解体工事を実施しようというものでございます。1つ下、豊岡小学校増改築費、補正額8億5千211万3千円は、豊岡小学校の校舎の改築工事を実施しようというものであります。次の永山西小学校増改築費、補正額2億2千205万2千円につきましては、永山西小学校の校舎及び屋体の改築工事を実施しようというものでござい

す。

以上が、国の補正予算により、令和5年度に予定する事業を令和4年度に前倒して、補正予算に計上するものでございます。これらの10事業につきましては、繰越明許費として、その全額を令和5年度に繰り越す予定としております。

次に、28ページ少し上に戻ります。2項2目教育振興費、修学旅行等関連費、補正額4千円及び28ページの一番下、3項2目教育振興費、修学旅行等関連費、補正額38万円につきましては、いずれも新型コロナウイルス感染症の影響により生じた修学旅行や宿泊研修のキャンセル料を支援するというもので、感染症により出席停止となり、不参加となった児童生徒の保護者の負担を軽減しようというものでございます。

最後に、28ページ、一番下から1つ上、3項2目教育振興費、特別支援教育振興費、補正額267万7千円につきましては、申請者の増加に伴い、特別支援教育就学奨励費が増加をしまして、予算が不足することから補正を行うというものであります。

次に、歳入であります。補正予算書の19ページになります。17款2項7目教育費国庫補助金、4節特別支援教育就学奨励費補助金に133万8千円、9節学校建築費補助金に4億429万7千円、11節学校施設環境改善交付金に1億8千725万3千円、13節学校保健特別対策事業費補助金に4千365万円を追加するとともに、21ページに移りまして、24款1項7目教育債、1節学校教育施設等整備事業債に16億6千130万円を追加するというものであります。

また、7ページに戻りますが、第4表、地方債補正（変更分）の表の2段目、学校教育施設等整備事業につきましては、市債の補正に伴いまして、限度額を23億2千980万円に引き上げようというものであります。

次に、繰越明許であります。4ページに戻ります。第2表、繰越明許費補正（追加分）を御覧ください。10款2項小学校費、給食施設整備費1千913万円など7事業、次の5ページ、3項中学校費、学校感染症対策支援費2千925万円など3事業につきましては、先ほど御説明いたしました、国の補正予算により前倒しで補正する10事業でありまして、それぞれの事業費の全額を繰越明許費として、令和5年度に繰越しをしようとするものでございます。

最後に、債務負担行為の追加分であります。同じく5ページの第3表、債務負担行為補正（追加分）になります。学校教育部所管分としましては、表の一番下の2つ、小・中学校共通教材ソフトウェアライセンス使用料、限度額697万7千円、小学校授業支援ソフトウェアライセンス使用料、限度額559万9千円、次の6ページになります。新町小学校給食室冷房設備改修費、限度額441万1千円、東光小学校給食室冷房設備改修費、限度額374万円、一番下の令和5年度分施設維持管理業務等委託料、限度額9億2千224万円のうち、学校教育部所管分といたしまして3千531万8千円がございまして、いずれも令和5年4月1日から業務履行を開始する必要があることから、令和4年度中に契約を締結するために債務負担行為を設定しようというものでございます。

補正予算につきましては以上でございます。

続きまして、報告第2号、専決処分報告についてであります。議案書を御覧ください。

本件は、昨年10月19日午後2時頃、東栄小学校の用務員が、学校敷地内で刈り払い機を使用し、草刈り作業を行っていた際、当該刈り払い機のワイヤーが小石に接触し、そのはずみで飛んだ小石が、児童を迎えるために来校し、同校敷地内を走行していた相手方車両に当たり、破損させた

という事故でございます。過失の割合は、市が100%、損害賠償の額を車両修理費の合計額5万8千806円と定め、1月6日に専決処分をし、1月11日に示談が成立をしております。

なお、本件発生以降の事故防止策として、草刈り作業の実施を予定している学校を対象に、緊急的に安全な作業方法などに関わる個別指導を改めて実施したところでございます。また、次年度の作業実施に当たりましては、各学校に対しまして、本件発生の要因や改善策などを周知徹底するとともに、再発防止に向けた個別指導を実施してまいりたいと考えております。

以上、よろしく願いいたします。

○高田社会教育部長 議案第1号、令和4年度旭川市一般会計補正予算のうち、社会教育部所管分について御説明申し上げます。

初めに、補正予算書の6ページ、第3表、債務負担行為補正（追加分）を御覧ください。上から3段目、4段目にあります、旭川市民文化会館舞台設備操作等業務委託料及び旭川市民文化会館管理業務委託料についてでございますが、現在の業務委託契約が令和5年3月をもって終了となることから、新たに、令和5年4月1日から3年間委託する契約を令和4年度のうちに行うため、令和5年度から7年度までを期間として、それぞれ1億5千246万3千円と6千923万円を限度額とする債務負担行為の設定を行おうとするものでございます。

次に、令和4年度旭川市一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書、補正予算書の20ページを御覧ください。まず、歳入でございますが、一番下でございます20款1項8目4節科学館施設整備基金寄附金の補正額6千58万2千円につきましては、当初見込んでおりました寄附金額を上回る寄附金が寄せられたことから補正するもので、あわせて、歳出つきまして、29ページの上から4段目にございます10款5項4目24節積立金で同額を補正しようとするものでございます。

社会教育部の補正予算の概要については以上でございます。よろしく願いいたします。

○品田委員長 ただいまの説明につきまして、特に御発言はありますか。

（「なし」の声あり）

○品田委員長 なければ、本日のところは説明を受けたということにとどめておきたいと思えます。理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時26分

○品田委員長 再開いたします。

次に、3、報告事項についてを議題といたします。

まず、第64回旭川冬まつりの開催結果について、理事者から報告願います。

○菅原観光スポーツ交流部長 第64回旭川冬まつりの開催結果につきまして、御報告申し上げます。

旭川冬まつりは、新型コロナウイルス感染症の影響により、2年間、集客イベントとしての開催を中止し、オンライン中心の開催でありましたが、今年度は3年ぶりに、石狩川旭橋河畔会場に、従来の大雪像をメインとし、2月7日、火曜日から12日、日曜日まで、6日間開催いたしました。今年のメイン雪像は、「みんなの想いが溢れる冬」をタイトルとし、大雪像を制作しての旭川冬まつりの開催を心待ちにした皆さんの思いを糧に、旭川冬まつりは、再びその歩みを進め始めること

を表現したほか、市内小学生が旭山動物園をテーマに、多くの市民や観光客の皆様をお出迎えする気持ちを込めたイメージでデザインしたバルコニー雪像など、雪に親しみ、冬を楽しむ会場をつくり上げました。

また、感染対策といたしましては、従来実施していた冬マルシェを冬めしフェスに改め、キッチンカーを中心とした食事の提供を行うとともに、屋内ではなく、テントの設営により屋外に飲食スペースを確保したほか、ステージイベントは、市民を中心としつつ、花火やプロジェクションマッピングなど、様々な催しも行い、多くの市民や観光客の皆さんにウイズコロナにおける新たな旭川冬まつりを楽しんでいただきました。

観客動員数は49万6千人で、3年前の開催から約30%の減となったものの、天候に恵まれた土曜日や、初日と最終日の花火の打ち上げ時などには、コロナ禍前と同様に、多くの市民や観光客が来場され、にぎわいが感じられたところでございます。

イベントの開催に当たりましては、陸上自衛隊第2師団をはじめ、協賛企業、ボランティアの皆様、そして実行委員会の役員として経済文教常任委員会委員の皆様など、多くの関係する皆様に御支援と御協力を賜りましたことに、改めて感謝申し上げますところでございます。今後とも、雪像制作や冬のアクティビティー等の内容の充実を図りながら、国内外に本市の冬の魅力を発信してまいります。

以上、報告させていただきます。

○品田委員長 ただいまの報告につきまして、委員の皆様から御発言はありますか。

(「なし」の声あり)

○品田委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席いただいて結構です。

次に、旧旭川市立雨紛中学校施設の利活用に係る公募の実施について、理事者から報告願います。

○品田学校教育部長 報告事項、旧旭川市立雨紛中学校施設の利活用に係る公募の実施について、御報告いたします。

平成21年3月末で閉校となりました旧旭川市立雨紛中学校の利活用に関わりましては、廃校校舎等の有効活用のため、事業者等からの事業提案を広く募集しているところでありますが、事業者等から、利活用に係る複数の事業提案や問合せがあったことから、教育委員会として、旧旭川市立雨紛中学校施設利活用基本方針を定め、利活用に係る公募を実施しようとするものであります。

利活用に係る公募に当たりましては、利活用基本方針に基づき、学校が地域の教育、文化、生活の中核的な公共施設であったことを踏まえ、教育活動のほか、地域振興に資する事業活動により利活用を図ることを目的とし、教育活動のための利活用とすること、または、地域振興に資する事業活動のほか、公共性の高い事業活動のための利活用とすることを主な条件としております。

今後のスケジュールにつきましては、地域の関係者を委員に含む旧旭川市立雨紛中学校施設利活用候補者選定委員会において、公募事項を決定した後、公募期間を令和5年4月から1か月半程度として募集をし、6月には同選定委員会において利活用候補者を決定する予定でございます。

以上、旧旭川市立雨紛中学校の利活用に係る公募の実施につきましての報告とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○品田委員長 ただいまの報告につきまして、委員の皆様から御発言はありますか。

(「なし」の声あり)

○品田委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席ただいで結構です。

次に、(仮称)旭川市いじめ防止条例骨子案に係る意見提出手続の実施について、理事者から報告願います。

○品田学校教育部長 (仮称)旭川市いじめ防止条例骨子案に対する意見等の募集について、御報告いたします。お手元にお配りをしております意見提出手続に関する資料を御覧ください。

本市においては、これまで、いじめの問題に対応するため、いじめ防止対策推進法にのっとり、国や北海道のいじめ防止基本方針等を踏まえて策定をいたしました、旭川市いじめ防止基本方針等に基づき、いじめの防止等の対策を進めてきたところでございます。そうした中、本市では初めてのいじめの重大事態となる事案が発生したことなどを踏まえ、このたび、いじめの防止等に係る本市の基本理念を明らかにし、いじめから子どもの生命と尊厳を守るための施策を推進するため、(仮称)旭川市いじめ防止条例を制定することといたしました。

(仮称)旭川市いじめ防止条例骨子案の案につきましては、庁内の関係部局で組織する旭川市いじめ対策に関する庁内検討会議の条例検討部会による検討、学校関係者や学識経験を有する者、公募による市民等により構成するいじめ防止条例(仮称)の制定に係る懇話会の開催を通じまして、意見等をいただいたところであります。このたび、これらの意見等を踏まえ、(仮称)旭川市いじめ防止条例骨子案を策定いたしましたので、同条例骨子案と併せまして、3枚目に添付しております(仮称)旭川市いじめ防止条例骨子案についてを市民に公表し、令和5年2月18日から3月19日まで、意見提出手続を実施しようというものでございます。

それでは、条例骨子案の内容について御説明申し上げます。4枚目以降の(仮称)旭川市いじめ防止条例骨子案を御覧ください。骨子案につきましては、前文に加え、1、総則、2、基本理念、3、責務と役割等など、7つの章で構成をされております。

1 ページ上段、前文につきましては、これまでの教育委員会及び学校における対応の反省や、本市のいじめ対策への決意とともに、市全体でいじめの防止等に取り組み、いじめから子どもの生命と尊厳を守るための施策を推進するため、条例を制定するという趣旨について記載をしております。

1 ページ中段、1、総則につきましては、条例の目的や条文に記載されている文言に係る定義について示しております。

2 ページ上段の2、基本理念につきましては、いじめ防止等の対策に係る本市の考えとして、3項目を記載しております。とりわけ、第1項に、いじめは重大な人権侵害であること、第2項に、児童生徒がいじめの防止のために主体的に行動できるようにすること、第3項に、いじめ対応に関わって、児童生徒の苦痛を積極的に捉えることについて示したところであり、上位法であるいじめ防止対策推進法や北海道いじめ防止等に関する条例に示されている基本理念よりも踏み込んだ表現としているところであります。

2 ページ中段の3、責務と役割等につきましては、市、市立学校、保護者の責務について示すとともに、児童生徒の心構え、市民等の役割について記載をしております。特に、(1)市の責務につきましては、いじめの防止等のために必要な施策を総合的かつ効果的に推進することや、地域社会全体での取組を推進するため、必要な広報、啓発を行うことなどについて義務づけをしております。

す。また、(4) 児童生徒の心構えにつきましては、昨年7月に実施をした生活・学習Actサミットにおいて、いじめは人権侵害であり、決して行ってはならないこと、いじめ防止の活動に主体的に取り組むことなど、参加した中学生の意見等を反映させております。

3 ページ中段、4、いじめ防止基本方針につきましては、法において努力義務とされている地方いじめ防止基本方針の策定を本条例において義務づけるとともに、学校いじめ防止基本方針については、必要に応じて見直しを行い、変更することや、公表することなどについて記載をしております。

3 ページ下段、5、いじめの防止等のための施策につきましては、市が、児童生徒、保護者等が安心して相談、通報等を行うことができる体制を整備することや、いじめの早期解決に向けた必要な支援等を行うことについて記載をしております。4 ページ上段、(3) 是正勧告等については、市長が、相談、通報等を受けたいじめについて、事実確認及び問題解決を図るために必要な調査、調整等を行うことができることや、市立学校やその他関係者に対し、いじめを受けた児童生徒を救済するために必要な措置を講ずるよう是正勧告を行うことができることなどについて記載をしております。

4 ページ中段、6、重大事態への対処につきましては、法に基づく対応に加え、旭川市いじめ防止等連絡協議会等条例の関連について記載をしております。

最後に、4 ページ下段、7、補則については、個人情報の取扱いや、市立学校以外の学校への協力要請等について記載をしております。(1) 個人情報の取扱いについては、市長部局と教育委員会が連携しいじめ対応を行うに当たり、業務の遂行以外に用いてはならないことなど、個人情報保護について条例に明記したところでございます。

以上が、条例骨子案の内容でございます。本条例骨子案につきましては、意見提出手続の期間中、学校教育部教育指導課、市政情報コーナー、各支所及び公民館で配付をするほか、本市ホームページにも掲載をいたします。今後、本常任委員会において、意見提出手続の結果について御報告するとともに、意見提出手続の結果を踏まえまして、必要な修正等を行い、6月の議会審議を経て、7月の施行を目指してまいりたいと考えております。

以上、よろしく願いいたします。

○品田委員長 ただいまの報告につきまして、委員の皆様から御発言はありますか。

(挙手する者あり)

○品田委員長 高橋ひでとし、中村、能登谷各委員から発言する意向が示されておりますことから、発言順については大会派順に行うことでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○品田委員長 それでは、そのように実施することといたします。

それでは、御発言願います。

○高橋ひでとし委員 提示された(仮称)旭川市いじめ防止条例骨子案について質疑します。

まず、いじめ対策担当教員の不配置についてです。本骨子案には、これまで議論され、再発防止策に盛り込む見込みとの話であった、岐阜市の制度を参考にしたいじめ防止対策担当教員の配置が制度として含まれていません。その理由と今後の展望を御説明ください。

○末木学校教育部教育指導課主幹 いじめ対策を専属的に行う市費負担教員の配置につきましては、

各学校におけるいじめへの対応を強化するため、令和5年度から、数校をモデル校に指定して実施できるよう検討を行ったところですが、事業内容の具体的な精査の必要性や、人材の確保、今後の財源の見通しが不確定であることから、改めて事業内容を検討することとしたものです。

本条例骨子案の5、いじめの防止等のための施策、(1)相談体制等の整備において、「市は、市立学校におけるいじめの防止等のため、人材の確保その他必要な措置に努める。」としており、今後も、いじめ事案への対応を組織的に行うための体制や人的配置について、引き続き、検討してまいります。

○高橋ひでとし委員 要するに、市教委としては、同制度を採用しようとしたんだけど、提案した制度に問題があって、今回予算がつかなかったということと理解します。

では、今後、そのような制度を実現するために、どのような不足点を改善し、いつの時期をめぐりに同制度創設を進める予定であるのか、具体的に御説明ください。

○末木学校教育部教育指導課主幹 いじめ対策を専属的に行う市費負担教員の配置の実現に向けては、当該教員の具体的な役割が明確になっていないこと、全小中学校に配置した場合の人材の確保や財源の見通しが立っていないこと、また、教員の加配によらずに、学校の組織体制を工夫し、強化する必要があることなどが課題となったところです。そのため、令和5年度につきましては、当該の市費負担教員を学校に配置するのではなく、いじめや、いじめの疑いのある事案の情報収集を行い、対処プランの策定を中心となって進めるなどの、いじめ対策のリーダーとなる教員を各学校のいじめ対策組織における役割の一つとして位置づけてまいりたいと考えております。また、2名の退職教員等を教育委員会に配置し、いじめ対策コーディネーターとして学校に派遣し、いじめに関する校内での研修の講師を務めたり、学校いじめ対策組織会議において、対処プランの策定について助言を行ったりするなど、学校におけるいじめ対応への支援を担うこととしております。

今後は、次年度のいじめ対策コーディネーター配置の成果等を検証するとともに、市長部局に配置される心理士やスクールソーシャルワーカー等の専門職の役割等も踏まえながら、改めて検討を行ってまいります。

○高橋ひでとし委員 要するに市教委としては、差し当たり、次年度は2名のいじめ対策コーディネーターによる対処の様子を見るけれども、改めて、しっかりと、いじめ対策担当教員の各学校への配置を予定していると、そのように理解します。これは極めて重要な制度なんで、しっかり検討し、次々年度には実現できるように御尽力いただきたいと思います。

次に、本件、提示された条例案の具体的問題点について、個別に指摘させていただきたいと思います。

まず、1、総則、(2)定義において、市立学校という文言があります。この市立学校には、国立大学法人設置の北海道教育大学附属小・中学校が含まれるのか否か、含まれないならば、同学校で発生した問題に対し、市としてどのように対処することになるのか、御説明ください。

○眞田学校教育部次長 本条例で定義する市立学校とは、旭川市立小中学校設置条例に規定する本市が所管する小学校及び中学校としており、国立大学法人設置の北海道教育大学附属小・中学校は含まれていないところでございます。当該の小・中学校の児童生徒や保護者等から、いじめの相談等があった場合には、相談者に寄り添い、相談対応を行うほか、相談内容等について、設置者である国立大学法人北海道教育大学に対し、速やかに情報提供するとともに、問題解決に向けた支援を

行ってまいります。

○高橋ひでとし委員 要するに、所管が異なるため、本条例では対処できないものの、被害者などから通報を受けた場合には、速やかに担当管掌へ情報提供及び問題解決のための支援を行うとのことでした。

次に、児童生徒という文言があります。この児童生徒には、私立の学校に在籍する児童生徒は含まれるのか否か、含まれないとすれば、現在は、そういう私立の小中学校はないから問題ないですが、今後、私立の小中学校が旭川市内に設置されることになった場合に、市としてどのように対処する見込みであるのか、御説明ください。

○眞田学校教育部次長 本条例で定義する児童生徒とは、本市が所管する市立学校に在籍する児童または生徒としており、御質問にありましたとおり、現在は、本市に私立の小中学校はございませんが、仮に、私立学校に在籍する児童生徒や保護者等からいじめの相談等があった場合には、国立大学法人設置の学校と同様の対処を行うことになると考えておりますが、私立学校が設置されるなど、本市における教育環境等に変化があった際には、改めて検討してまいりたいと考えております。

○高橋ひでとし委員 要するに、所管が異なるため、本条例では対処できないが、教育大附属小・中学校同様に、適切に対応するとのことであり、また、新たに私立の小中学校が設置される見込みとなった際には、条例改正についても検討する旨であると理解します。

次に、3、責務と役割等の(2)市立学校の責務において、3つ目の丸の部分だけ努力義務になっています。最初の丸は、何々しなければならない、次の丸も何々しなければならないと規定されているのに対して、3つ目だけ、協力するよう努めなければならないと規定されています。なぜ、市立学校のみ、施策協力が努力義務にとどめられてしまっているのか。このままでは、市立学校が市の施策に協力しなくても問題ないということになりかねないのですが、その点の不都合をどうするのか、御説明ください。

○眞田学校教育部次長 本条例に規定する市立学校の責務の3点につきましては、1点目の、学校全体でいじめの防止等に取り組むこと、2点目の、組織において対処することなどについては、いじめ防止対策推進法第8条の学校及び学校の教職員の責務、及び第22条の学校におけるいじめの防止等の対策のための組織における規定を踏まえ、義務としたところでございます。また、3点目の、市が実施するいじめの防止に関する施策に協力することについては、制度上は、市長と教育委員会の権限が分けられていることを踏まえ、努力義務としたところでございますが、教育委員会としては、学校は、いじめを受けた児童生徒の支援など、市が実施する施策に当然協力しなければならないものと考えており、条例上の表現については、今後、検討してまいりたいと考えております。

○高橋ひでとし委員 要するに、市立学校がいじめ防止に関する市の施策に協力しないことは想定し難いことから、努力義務にとどめたとのことですが、この文言のままでは、同項目中の前の2つの責務が法的義務として明示されているのに対し、3つ目の協力義務のみが努力義務と規定されていることを根拠にして、仮に、強硬に、市立学校の校長が市教委や市長への協力を拒絶した場合、本条例の解釈上、これに対する法的対処が困難となるおそれがあります。いわゆる第三者委員会最終報告書においては、いじめの被害者と加害者の謝罪の場設定の際の被害者側弁護士同席について、驚くべき事態が記されています。この点は、昨年9月の議会での一般質問で私が取り上げましたが、近時の新聞報道によれば、本件事件の直接の関係者である当時の学校長すら、当該最終報告書を一

度も読んでいないとのことですから、事の重大性を市教委にも再確認、再認識していただきたく、かつ、本件と非常に重要な関連性がありますから、改めて、ちょっと長くなりますけど、要約して申し述べます。

最終報告書54ページ以降で、まず、7月31日、教頭が、弁護士同席による謝罪を学校で行うことはできないと回答し、8月2日、同じく校長が拒絶したことが示され、その後、同57ページには、市教委からの謝罪の場における弁護士同席の要請に、同27日、校長がこれを明確に拒絶したこと、このため、被害者側がやむを得ず謝罪の場設定の延期を申し出て、翌28日、事態を重く見て学校を訪問した市教委担当者に対し、校長が、長い時間をかけて調整し、実現にこぎ着けた謝罪の場を市教委が台なしにした、前日になっての変更などあり得ないと猛反発し、市教委は改めて、代理人弁護士同席での謝罪の会の実施を指示したが、校長はその指示に従わないと明言したことが明記されています。さらに、同57ページには、同日、教頭は、加害生徒保護者に対し、「謝罪の場を設定するに当たり母親から弁護士同席等の要望が以前からあり、X中として望ましくないと判断したため、その要望には応えられないと伝えてきたが、このたび、市教委からその要望を関係生徒側に伝えないまま謝罪の場を設定すべきではないとの指導があったため、本日は謝罪の場を設定することができなくなった。今後は、母親の意向に沿った形で謝罪の場を設定することになるので、後日、日程調整の連絡をする。もし、不明の点があれば市教委に問い合わせてもらいたい、と説明した。」と記されています。つまり、市教委からの指示に反してでも、弁護士同席を認めなかったという重大な責任が学校側にあり、その強硬な態度で日程が変更されてしまったにもかかわらず、学校長は、その事実を歪曲し、延期について、市教委に責任を転嫁したことが看取できます。その後の同30日、市教委担当者に対し、校長が、本件生徒に係る一連の出来事へのX中としての対応は、同月28日の関係保護者に対する説明をもって終了し、今後、市教委が主催する謝罪の場については、会場の提供や関係生徒保護者への連絡等、事務的な協力のみを行うことを決め、全教職員にその旨を説明したことが記されています。つまり、校長は、自分の主張が認められなかったことに、言わば逆ギレして開き直り、自分たちはもう知らないから、後は市教委のほうで対応しろと突き放すという、まさに職務放棄も甚だしい対応をしています。のみならず、同58ページで、9月2日、市教委は、校長を市教委に招き、教育長が校長から、市教委の対応に対する不満を聞き、翌3日、教育長から校長に電話をして、市教委の担当者に対し、X中の思いに配慮し、より丁寧な対応を指示したことを伝え、学校が関与した謝罪の場の設定について、市教委の担当者と改めて検討してもらいたいと話したとの事実が確認されています。つまり、学校長が、市教委担当者を通り越えて、直接、教育長に直談判して、自らの不満を述べて、教育長が、市教委担当者に、学校長に寄り添うよう指示し、その後に、何とかお願いしますと教育長が学校長にへりくだっていたという信じられない事態が発生していたというふうに理解できます。

以上のとおり、現実には、市教委と学校との間で、一つの問題が発生したときに、学校長が市教委の指示に従わないことが公然と行われ、市教委に責任転嫁して開き直るような態度を取ることにも平然と許容される、そのような風土が旭川の教育現場には存在し、果ては、教育長が、学校長と市教委担当者の調整役のような立場にすぎない、そのような恐ろしい組織の権力構造の実態があるのではないかとの強い疑念を感じざるを得ません。このような実態の中で、学校長が市の施策に協力しないという事態は当然に想定できることであり、そのような不当な拒絶の法的裏づけをまさにこ

の条例案だと付与することになる。そのようなことは絶対に避けなければなりません。本条例の協力義務が、努力義務にとどまるという点については、私は極めて危険なことだと強く懸念します。今後の本条例、規定の改定にしっかりと注視し、関与してまいりたいと思います。

次の質問に移ります。いじめの防止等のための施策、(3) 是正勧告等において、市長の是正勧告権限を明記しています。この権限は、寝屋川市のいじめ防止対策を参考にしたものとして、教育現場及び市教委がいじめ被害者の救済の機能不全に陥った際に、人権救済の最後のとりでとして、市長が被害者救済を行うことができる点で極めて重要であり、高く評価されるべき制度です。教育内容に対する政治的干渉に該当しないことは当然ですが、本条例案に定める同権限が、法的に、行政法上のいわゆる行政指導の範囲にとどまっており、いかなる処分等をするかの最終的な決定及びその判断の権限が市教委及び学校に委ねられている以上、教育現場への不当な政治的干渉にも該当するものではありません。感情論としての批判はさておき、法律論としては、行政法上も、教育関連法上も、本条例案の是正勧告制度が違法でないことは明らかです。ただ、本規定上、事件への市長の調査権限というものが、一般的、抽象的に定められていますが、かかる調査権限の内容及び担当部局などがいまだ不明確なままです。これらの調査権限の範囲及び内容について、どのような制度設計を予定しているのか、御説明ください。

○末木学校教育部教育指導課主幹 是正勧告に係る内容については、市長部局で検討されているところであり、担当部局である子育て支援部から、市長の調査については、人権問題であるいじめ事案に関して、児童生徒やその保護者等から相談、通報等を受けて、聞き取りを行うとともに、学校等への事実確認や問題の早期解決に向けた当事者間の調整等を行うものであること、調査の担当部局については、いじめに係る相談及び対応等を行う組織として、令和5年度から市長部局に新設予定のいじめ防止対策推進部、いじめ防止対策推進課が所管する予定であること、また、この調査については、市の事務分掌条例施行規則で定める事務分掌の範囲内において、いじめの早期解決という行政目的の達成のため、相手方の任意の協力の下に行われるものと認識していると伺っております。

○高橋ひでとし委員 今の回答には明示されていませんが、要するに、調査権限については、新たに設置される予定の市長部局のいじめ担当部署の権限とし、行政調査として、適法な範囲内の調査権限を同部署に対し、権限内容等も含めて内規で定め、付与するというふうに理解します。また、調査権限が内規で定められて、かつ、任意の協力ということであれば、現時点では強制力の付与は予定されていないというふうに理解します。

同じく2つ目の丸で、市長が是正勧告権限を行使する際に、あらかじめ、旭川市子ども・子育て審議会等の意見の聴取が条件とされています。あらかじめね、あらかじめ条件とされている。これでは、制度上、緊急を要し、早急に市長が対応しなければならない事件に対して、迅速な対応ができず、その結果、被害の発生を防止できなくなってしまうおそれが大きいです。かかる事前の審議会の意見聴取という条件について、このような不都合をどのように考えているのか、担当部署の見解をお聞きします。

○末木学校教育部教育指導課主幹 このことにつきましても、担当部局である子育て支援部から、市長の是正勧告の実施に当たっては、中立性、公平性の確保を図る観点から、外部の専門家等の意見を聞くことも必要であると考え、骨子案では、あらかじめ、旭川市子ども・子育て審議会等を提

示して意見を聞く仕組みにしていること、一方、被害を受けている児童生徒を一刻も早く救済するということが市長の是正勧告の趣旨であることから、会議方式によらない意見聴取や、例えば、緊急を要する場合には事後報告を可能とするなど、柔軟な手法とする仕組みが必要であると考えており、今後行われるパブリックコメントによる意見聴取等を踏まえ、条例の成案時には具体的にお示しできるよう検討していくと伺っております。

○高橋ひでとし委員 要するに、市長の恣意的な干渉というものを防止する見地から、一定の第三者的機関への意見照会を経てから勧告等を実施するとの現時点での趣旨ではあるけれども、被害救済の緊急性に鑑み、事案によっては、同意見照会は事前ではなく事後によることも検討すること、さらに、意見照会の第三者機関というのは、必ずしも旭川市子ども・子育て審議会ではなくて、今後、人権擁護に関する委員会等の設置と、これへの意見聴取も検討する旨と理解します。

なお、いかなる措置を市長が勧告できるかについて、その発令に当たり、その都度、当該勧告の妥当性が恐らく議論になると思うんですよ、これは過度のものか、恣意的なものか、そうでないかみたいなの。その都度、勧告の妥当性が議論されるということになると、結局、発令までの間に時間がかかって、円滑、迅速な被害者救済ができなくなるおそれがあります。あらかじめ、典型的な勧告内容というものを例示的に列挙して規定しておくべきだと考えます。例えば、寝屋川市子どもたちをいじめから守るための条例は、同13条で市長の是正勧告権限を定め、具体的に、環境整備、訓告、懲戒、出席停止、学級替え、転校支援等を明示しています。真の被害者救済のためには、そのような工夫も必要であることを指摘しておきます。

さらに、3つ目の丸で、市長は報告を求めることができる旨規定されています。しかしながら、報告を要求できるけれども、そこまでは規定されているけど、報告をする側の義務というのが規定されておらず、このままでは、市長からの報告要請に対し、学校等の関係者が報告しない、つまり、場合によっては無視するということが制度上可能となってしまうています。その点の不都合をどのように考えているのか、担当部署の見解をお聞きします。

○末木学校教育部教育指導課主幹 このことにつきましても、担当部局である子育て支援部から、市長の是正勧告については、本市行政手続条例における行政指導として整理しており、相手方の任意の協力によって行われるという行政指導の原則を踏まえる必要があるが、勧告の相手方が市立学校の教職員や教育委員会の職員の場合においては、公務員としての説明責任を有していることから、いじめから子どもを守るといういじめ防止対策推進法や本条例の趣旨に従い、市長の是正勧告に対する相手側からの報告についても適切に行われるものと考えていると伺っております。

○高橋ひでとし委員 要するに、市立学校は、市長から求められた報告に対して報告をしないという事態はなかなか想定し難いとのことですが、先ほど、具体的事実とともに示したとおり、この旭川市においては、学校長が市教委に公然と従わないという事態が発生していて、その体質が本当に変わっているのかどうか、疑わしいところでもあります。報告しない、あるいは、仮に報告をしても、形だけのものであって、本来必要な、適切な情報を含む報告内容となっていないということは、当然に、残念ながら想定されるところでもあります。市立学校の市の施策への協力義務と同様、本条例案の規定文言については、今後も私としては注視し、その改善に尽力したいと考えています。念のため、私立の学校ですが、自殺事故に関する学校の親権者に対する調査報告義務については、在学契約に基づく信義則上の調査報告義務がある旨を明示した裁判例、さいたま地方裁判所平成20年

7月18日判決がありますので、指摘しておきます。

次に、6、重大事態への対処、(1)の1つ目の丸について、報告主体が誰であるのかが、この経由という文言からは明らかではありません。この点の不都合をどのようにするのか、御説明ください。

○辻並学校教育部長 本条例に規定する重大事態への対処の1点目につきましては、いじめ防止対策推進法第30条における規定と同様の扱いを考えております。報告主体が誰であるのか明らかではないとの委員の御指摘や、法第30条では、当該地方公共団体の教育委員会を通じてとの文言になっていることも踏まえまして、内容が正しく伝わる表現となるよう、今後検討してまいりたいと考えております。

○高橋ひでとし委員 次に、その下の3つ目の丸について、教育委員会の調査に関し、教育委員会が必要と認めるときの調査実施を定めています。反対解釈すれば、必要と認めないときには調査不要となってしまいます。つまり、事件のもみ消しが発生するおそれがあります。このため、この必要と認めるときの文言を削除して、例外を一切許容しないとするか、教育委員会の裁量を厳格に規律するかのいずれかの方法というものが必要ではないかと私は考えます。この点について、かかる不都合をどのように考えているのか、御説明ください。

○辻並学校教育部長 いじめ防止対策推進法第28条に規定されている重大事態の調査につきましては、国のガイドライン上、当該学校の設置者またはその設置する学校の下に組織を設けて行うものとするとしております。本条例の重大事態への対処の3点目につきましても、ガイドラインで求められているとおり、調査を行うことを大前提として、学校の下に調査組織を設けるのではなく、教育委員会の下に組織を設けることと判断する場合を必要と認めるときに記載したところですが、いずれの場合においても、教育委員会と市長部局において、いじめの疑いがある事案も含めまして、全ての事案を把握し、市長に対する重大事態の発生報告を直ちに行うこととしておりますことから、遺漏ない運用に努めてまいりたいと考えております。

○高橋ひでとし委員 この点について、今後、仮に、市教委がいじめ疑いの事案の報告を受けたにもかかわらず、どんな理由か分かんないですけど、これを放置した場合において、指摘した、必要と認めるときには当たらないと考えましたなどという言い訳がまかり通るおそれがあります。今回と同じ過ちを繰り返すおそれを未然に防ぎ、二度と同じ過ちを繰り返さないためにも、旭川市においては、この必要と認めるときの文言は、私は削除すべきだと考えます。今後も、本条項には注視してまいりたく存じます。

最後に、7、補則、(1)個人情報の取扱いについてです。本市におけるさきの女子中学生いじめ事件においても問題となり、他の自治体でも同様に問題となっている大きな課題として、個人情報保護を盾に、教育委員会保有の各種資料や情報が公開、開示されず、仮に開示されたとしても、マスキングだらけで理解不能という問題があります。この点を解決しなければ、同じ問題がその都度発生し、同じことの繰り返しとなるおそれがあり、本件問題の抜本的解決の見地からは、そのような事態は不都合であります。かかる不都合を取り除くために、本条例においても、情報公開について、いじめ事件の各裁判例等を参考にして、情報公開が原則である旨を明示し、さらに具体的な制度を定めるべきと考えますが、その点についてどのようにお考えであるのか、御説明ください。

○辻並学校教育部長 本条例に規定する個人情報の取扱いについてであります。市が、本条例

の施行に当たって知り得た個人情報の保護及び取扱いに万全を期すことや、いじめの防止等に関する業務の遂行以外に用いてはならないことに加えまして、いじめに関する相談等に関係した者が、正当な理由なくその際に知り得た個人情報を他人に漏らしてはならないことについて規定するものでございます。また、情報の公開につきましては、国のガイドラインにおきまして、個人情報保護を盾に説明を怠ることなく、不開示とする部分を除いた部分を適切に整理して開示することと示されておりますことや、情報公開が原則であるということを踏まえまして、個人情報の保護に関する法律や、本市の情報公開条例に基づき、適切に対応してまいりたいと考えております。

○高橋ひでとし委員 要するに、これまでと変わらないということであり、今後も、誰かを組織的に守るための隠蔽は続くということと理解します。念のため、大津いじめ事件においては、情報公開とプライバシーへの配慮について、大津地方裁判所平成26年1月14日判決から、解釈上一般に、不開示とすべき事項を限定すべき注意義務に基づいて、不開示とする場合には、具体的にどのような個人の権利利益が侵害されるおそれがあるのかを特定し、その者の個人情報のみが不開示となるように、不開示とすべき事項を限定して開示しなければならないというふうに解されます。

今回の事件解決の経過における市教委と遺族間の感情のすれ違い、寄り添う、寄り添わないということの見解の相違の大きな原因の一つが、情報不開示に対することにある、そのような事実を踏まえて、今後、本条例においても、かかる反省を基に、情報公開に関して、より積極的な規定を設けることを期待し、私の質疑を終わります。

○品田委員長 続きまして、中村委員、御発言願います。

○中村委員 それでは、旭川市いじめ防止条例骨子案に関わる意見提出手続の実施について、ただいま報告がありましたので、私のほうからも何点か質問をさせていただきたいと思います。この後、市民から様々な御意見をいただけたと思いますけれども、骨子案が示されたということから、何点か伺いたいと思います。

今、説明いただいた中にも、この骨子案は条例に盛り込む項目を整理して記載しているということで、そのまま条例案になるわけではないということもここには書かれているわけなんですけども、ただ、逆に言えば、この骨子案は、条例に明記する要素を含んでおかなければならないと。要するに、これは条例に明記されなくなってしまうので、その点で言いますと、私は、市教委としてのいじめを絶対なくすという覚悟が、ある意味ちょっと、部分的に抜け落ちている部分があるのかなというふうに感じているものがあるものですから、その点に関して、ちょっと集中して質問をしたいと思うんです。

まずは、条例は、二度と痛ましいいじめ事案を起こさないとの思いを込めた理念条例になるというふうに理解しております。骨子案の作成過程についてですけども、条例の基本的な考え方、条例の構成や内容などは、どの部署が主体となり作成されたのか、先ほど部長のほうからも報告があったかには思うんですが、改めて、その点を確認させていただきたいと思います。

○真田学校教育部長 (仮称) 旭川市いじめ防止条例の基本的な考え方、条例の構成や内容などにつきましては、教育委員会が主体となって作成をしておりますが、教育委員会と関係部局において、条例の内容等に係る検討を定期的実施するとともに、庁内検討会議や条例検討部会において協議を重ねてまいったところでございます。また、教育委員会の附属機関である旭川市いじめ防止等連絡協議会や、いじめ防止条例の制定に係る懇話会においても御検討いただいているところでござ

ざいます。

○中村委員 市教委が中心になって、まずはつくり上げたんだということが今の答弁で分かるんですけども、その後、様々な検討、庁内検討会議だとか、条例検討部会でも協議を重ねてきたということです。

それで、旭川市いじめ防止等連絡協議会、さらにはいじめ防止条例の制定に係る懇話会においても検討されたということで、いじめ防止条例の制定に係る懇話会が立ち上がったのは昨年ですけども、令和4年6月30日に第1回目、令和4年7月11日に第2回目、令和5年1月30日に3回目ということで、議事録を私も見させていただきました。第3回はまだホームページには出てないんですが、ちょっと要旨については確認をさせていただいたんですけど、そのメンバーを見ますと、10人おりますけども、臨床心理士の方とかお医者さんとか、小学校長会とか中学校長会、弁護士の方とか、あと公募委員も含まれている、PTA連合会や警察の方も含まれてはいますが、そんな中で議論されて、実質的には、2回目、3回目のときにこの骨子案について意見をいただいているんです。様々、議論いただいているのは私も見させていただいているんですが、そういった中で、いわゆるこの骨子案に、この懇話会の中での意見のこういった部分が反映をされたのかなということ、その点についてお伺いしたいと思います。

○眞田学校教育部長 いじめ防止条例の制定に係る懇話会の意見につきましては、いじめ問題について地域全体で考えることや、いじめの防止に向けた児童生徒の意識の醸成など、様々な視点から御意見をいただいたところであり、例えば、地域ぐるみでいじめを防止することは非常に大事なことであるとの御意見につきましては、総則の目的や市民等の役割に反映することや、また、児童生徒がいじめ防止に向けて主体者としての意識を高めることが大切であるとの意見につきましては、基本理念や児童生徒の心構えなどに反映しているところでございます。また、教員研修の継続的な実施など、市の施策に対して具体的な御意見もいただいたところでありますが、そうした御意見につきましては、旭川市いじめ防止基本方針に反映させるなど、今後の本市のいじめ対策の充実に生かしてまいりたいと考えております。

○中村委員 今の答弁では、骨子案に取り入れていただいた部分と、今後、様々な施策に反映をさせるべく、取り組んでいくということなのかなというふうに思うんです。

次はこの骨子案の中身に入っていきたいと思うんですが、前文の中には、このたびのいじめの事案をきっかけとして条例が策定されたことが明記されております。やはり、二度とそうした痛ましい事案を起こしてはいけないとの思いを文字に残されたのかなと思いますし、そのことは評価できると思っております。さらには、前文の中に、いじめの認知をちゅうちょすることなく行うなど、いじめへの対応を徹底することは明記されているんですけども、その一方で、市教委が第三者委員会から厳しく指摘を受けていた、いじめ防止対策推進法やガイドラインの理解不足をどのように解消していこうかという点が、市の責務の中には明記されていないというふうに、私自身はそういうふうに見えるんですけども、見解をいただきたいと思っております。

○辻並学校教育部長 昨年の9月に、旭川市いじめ防止等対策委員会から答申のあった調査報告書におきまして、市教委や学校に対し、法令等の理解が欠如していたとの厳しい御指摘があったところございまして、担当課におきましては、改めて法令等の理解を深める研修を実施したところであります。本条例において、市の責務の中に、そうした課題を改善するための方策等を加えるべ

きであるという御意見をただいいただいたところですが、真摯に受け止め、今後検討してまいりたいと考えております。

○中村委員 御検討いただけるということでもあるんですが、やはり、市の責務のところ、市教委としての覚悟というか、そこを文字に残しておく必要があるんじゃないかなというふうに私は思うんですよね。今まで、当たり前のことが、やっぱりできていなかった。本来であれば、文科省から法律が示され、ガイドラインが示されれば、それに基づいて、まずはやはり市教委がしっかりと受け止めて、理解をして、そして学校にお伝えしていくという、そういう役割ですけども、そこが全くできていなかったわけですよね。ですから、今後、市教委の皆様方、人はどんどん変わってくるとは思いますけども、ただ、やはりしっかりと、まずは市教委の側で、そういういじめに関する全ての情報を受け止めていく、そして学んでいく、そして何よりも最大限理解していくということがなければ、これは、どんなものをつくったとしても、なかなか改善ができないというふうに私は思うんです。ですから、市教委は、国、道と連携しながら、いじめ防止に関する最新の情報を収集して、より深く理解することにより、学校に対する的確な指導というのをやっていかなければならぬというふうに思います。

いじめの部局はできるとしても、誰が見ても、市教委がいじめ防止に対して全力で向き合うとの覚悟を感じる文言をと。この市の責務の丸の4項目めのところだけ、教育委員会というふうに頭出しして出ているんですね。その上の3つは、市の責務の中で、教育委員会というのにも含まれているのかもしれませんが、教育委員会というふうに丸の4項目めのところに出ている、その中にしっかりと、そういった、今お話ししたようなことを明記するということが必要だというふうに思いますけれども、見解を伺いたいと思います。

○辻並学校教育部次長 教育委員会が各学校に対して、法令やガイドラインに基づく的確な指導を行うためには、先ほども答弁させていただきましたが、市教委職員の法令等の理解を深める研修の充実はもとより、文部科学省や北海道教育委員会の指導助言を踏まえ、学校の指導等の対応を行うことが極めて重要であるというふうに認識しております。教育委員会といたしましては、条例骨子案の前文に、このたびの重大事態における学校、教育委員会の対応の課題や反省を踏まえまして、今後のいじめ対策にしっかりと取り組むことや、いじめ問題にしっかりと向き合う、そういった決意を添えさせていただいているところですが、委員の御指摘も踏まえまして、この市の責務の中にそうした内容を加えるということについて、今後検討してまいりたいと考えております。

○中村委員 やはり前文と、本則のところですね、市の責務って一番重要なところだと思うんです。そこが連動してこなければ、前文に書いてあるからいいんだと、そういう決意を述べているんだって言われても、やっぱり伝わらない人には伝わらないわけですよ。市教委が、なかなかそういう法令の理解が進んでいないという厳しい指摘を受けましたけども、市民の皆さん方も、やはり市教委がどう変わるのかなというところは、今、見ていると思うんですよね、注目されていると思います。そんな中で、今回の骨子案が示されて、市教委の決意はどこにあるんだというふうになったときに、前文に書いてあるよという話じゃなくて、やはり市の責務の中にどうやって出てくるんだろうなって、注目される方は多いと思うんです。その中で、市の責務の4つ目のポツですね、「教育委員会は、市立学校の教職員がいじめの防止等に迅速かつ的確に取り組むための環境を整備しなければならない。」、そのとおりなんです、その前にしっかりと、やはり市教委の側が、全

ての情報を的確に把握しながら、研さんして、深い理解をするという、そういうところがあって、各学校に対してそういう流れになってくるなら分かるんですよ。ですから、そういった文言をしっかりと加えていく必要があると思うんですけど、最後に部長にもちょっと見解を伺って、私の質疑を終わりたいと思います。

○品田学校教育部長 今、委員からいろいろと御指摘をいただいた内容のことについてであります。

確かに我々としても、昨年の9月に対策委員会から最終報告が出されて、市教委と学校、特に市教委に対しては、大変厳しい御意見をいただいたところであります。委員さんもお話しされていましたが、法令等の理解不足ですとか、対応の不備という点について述べられたところであります。先ほど話のありました、いじめに関する情報の受け止めですとか、それに対する学び、それから、いろいろな法令等の理解ですとか、それを逆に発信していく、そういったところがやっぱり市教委の大きな役割ではないかと我々も考えています。そういった部分、市教委の責任をきちんと果たしていく、そういった内容につきましては、今、いろいろと委員さんからお話しいただいた内容、この中にこういった形で盛り込むかも含めまして、検討していきたいと考えております。

○中村委員 ぜひ検討していただきたいと思うんですよ。今のこの4項目めのところにそのことを入れなければ、入れるところがないんですよ、逆に言うと、市の責務のところ。ですから、しっかりと対応していただきたいことをお願いして、質疑を終わりたいと思います。

○品田委員長 続きまして、能登谷委員、御発言願います。

○能登谷委員 私のほうからも若干聞かせていただきたいと思います。

その前に、2021年の2月13日に、当時の中2女子生徒がいなくなって、3月23日に遺体で発見されるという大変痛ましい問題が発生しまして、改めて、御冥福をお祈りしたいと思いますし、御遺族にもお悔やみ申し上げたいと思います。

2年も経過している中でも、いまだに真相解明ができていないということは、大変残念なことだなというふうに思わざるを得ないと思います。私もこれまで、学校と教育委員会がなぜ、いじめと認定しなかったのか、それから、死に至る経過など、真相解明を求めてきました。また、第三者委員会の結論を待つことなく、いじめ防止の可能な対策を取るということも求めてきました。一部、それらの対策も取られているということもあります。いじめは人権問題として対応することとか、被害者家族の真相を知る権利を尊重することとか、それから性被害への対応方針を持つこと、在校生の安全対策や心のケアの充実強化など、これらは今すぐ、結論を待たなくても取り組むことができるというふうに考えていますので、いじめ防止基本方針の改定とか、今、これからつくる防止条例の整備もありますけれども、条例前でも整備していくべきだということを今後求めていきたいと思います。さらに、教員の多忙化の解消とか、少人数学級の実現、養護教諭やカウンセラーの増員などの課題もぜひ、積極的に取り組んでいただきたいなというふうに、改めて指摘しておきたいと思います。

その上で、今回の骨子案についてなんですが、まず、骨子案の基本理念については、いじめが児童生徒の尊厳を脅かし、重大な人権侵害であるということ、それから、全ての児童生徒がいじめ防止のために主体的に行動できるようにするという、さらには、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であり、児童生徒の苦痛を積極的に捉えて、いじめの問題を克服するというふうに書かれています。人権問題として捉えるということは繰り返し求めてきました

ので、その点でも大事な視点を盛り込んでいただいたなというふうに評価したいと思います。

いじめ防止対策推進法、それから北海道いじめの防止等に関する条例よりも踏み込んだ内容だという報道もありましたし、先ほど部長も自画自賛しておりましたけれども、これについてはどのような考え方なのか、まず伺いたいと思います。

○末木学校教育部教育指導課主幹 いじめは、他者の人権を脅かす、決して許されない行為であるとの認識の下、いじめを受けた児童生徒の人権を尊重し、安心、安全な学校生活を送ることができるよう守り通すという強い決意を持って対処するとともに、各学校において、教育活動全体を通じて人権意識を高める指導を徹底することが重要であると認識しております。そのため、本条例において、市や学校はもとより、保護者や関係機関、市民の皆様など、地域ぐるみで児童生徒の人権を守る意識を共有することや、学校において、児童生徒がいじめを自分事として捉えた主体的な活動が推進されることなどを目指しているところでございます。

また、本条例骨子案については、いじめ防止対策推進法や北海道いじめの防止等に関する条例を踏まえて策定しておりますが、いじめ問題に関わる本市の課題の改善に向け、必要な内容を盛り込むよう努めたところであります。

○能登谷委員 今、基本理念のところについて伺ったんですが、その他のところ、骨子案全体を見ると、大津市、寝屋川市とも一部同じところもあるというのは先ほど議論がありましたけど、それらの条例とほぼ同じでないかなというふうに思っているんですが、市長は旭川モデルをつくるということをおっしゃっていますので、条例だけでなく全体像なんだと思いますけれども、どのように独自のモデルをつくらうとされているのか、伺いたいと思います。

○末木学校教育部教育指導課主幹 (仮称)旭川市いじめ防止条例の骨子案につきましては、先進的な取組を行っている自治体の条例等を参考にしており、相談体制の整備や個人情報取扱い等、大津市の条例と同様の趣旨で表現している条文もありますが、このたびのいじめの重大事態に係る調査報告書の内容等を踏まえまして盛り込んだ内容もあるところです。具体的には、調査報告書で指摘のあった学校、教育委員会の課題を踏まえ、基本理念に、児童生徒の苦痛を積極的に捉え、いじめに対応することを明記しますとともに、重大事態への対処に、市立学校は、重大事態が発生したときには直ちに市長に報告しなければならないとの規定や、市は、重大事態が発生した場合に、市立学校が適切に対処できるよう支援を行うとの規定などを独自に盛り込んでおります。

○能登谷委員 独自なものもあるということでした。

続いて、旭川市子ども条例がありますが、当然、この条例との整合性は議論されていると思うんですが、その辺の考え方について伺いたいと思います。

○末木学校教育部教育指導課主幹 旭川市子ども条例につきましては、子どもが健やかに育つ環境づくりに関し、基本理念を定め、そのための施策の基本となる事項を定めることにより、子どもの夢や希望を市民全体が支えるまちの実現に寄与することを目的として、平成24年に策定されております。(仮称)旭川市いじめ防止条例につきましては、本市におけるいじめの防止等に係る基本理念を明らかにし、そのための施策の基本となる事項等を定めることによりまして、いじめから児童生徒の命と尊厳を守り、児童生徒が安心して生活し、学ぶことができる社会の実現に資することを目的としておりまして、子どもの健やかな学びや成長を市民全体で支えるといった趣旨を同じくするものでございます。

○能登谷委員 旭川市子ども条例では、子どもの主体性や自律性を育むことに留意し、推進されなければならないと書かれています。また、子どもの意見表明の機会の提供も定められていますが、骨子案にはこれらはどのように反映されているのか、伺います。

○末木学校教育部教育指導課主幹 児童生徒の主体性や自律性を育むことにつきましては、本条例の2、基本理念の2点目に、「いじめの防止のために主体的に行動できるようにするため」との表現があることや、3、責務と役割等には、児童生徒の心構えとして、いじめの防止の活動に主体的に取り組むよう努めることを規定するなど、骨子案に反映されているところです。

また、児童生徒の意見表明の機会の提供につきましては、本条例への具体的な位置づけはないものの、本市がこれまでに推進してきた児童生徒が主体となった取組として、児童生徒同士がいじめの問題について考え、議論することなどのいじめの防止に資する活動を重視してまいりたいと考えておりまして、今後、改定を予定しております旭川市いじめ防止基本方針に位置づけてまいります。

○能登谷委員 子ども主体の取組では、いじめに遭った子どもや、周りの子どもが相談できる窓口は、見通しがあるのでしょうか。どこに相談できるのか。子どもが児相や警察に相談することは難しいんじゃないかと思うんですが、それらはどのように考えていますか。

○末木学校教育部教育指導課主幹 児童生徒主体の取組につきましては、既に旭川市いじめ防止基本方針に位置づけているところであり、本市の中学生の代表が一堂に会し、いじめの問題等について話し合う生活・学習A c tサミットを継続実施するほか、年2回設定しているいじめ・非行防止強調月間において、各学校における児童生徒主体の取組を重点的に推進してまいります。

また、いじめの相談につきましては、これまでの旭川市子ども総合相談センターや関係機関が設置する相談窓口に加え、新年度からは、市長部局のいじめ対策専門部署に新たな相談窓口が設置されるほか、相談アプリ等が導入されると聞いておりまして、そうした相談窓口にいじめの被害児童生徒やその保護者が相談できるようになるものと考えております。

○能登谷委員 子どもの生の声を聞くといっても、骨子案についてどう思うかといっても、なかなかそれは難しいんだと思うんですね。ただ、意見表明の機会ということ条例にもうたっている中で、何らかの形でやっぱり具体化して欲しいな、心がけてほしいなということをおきたいと思います。

それで、子総相でこれまで、いじめの相談をどの程度受けてきたんでしょうか。これまでの相談件数とか、そのうち、子どもからの直接の相談とかがあれば、どのような状況になっているのか、概要だけでもお示しいただきたいと思います。

○真田学校教育部次長 子ども総合相談センターにおける相談対応の状況については、担当部局である子育て支援部から、子どものみの分類ではなく、全体としての相談対応のうち、いじめを含むその他の相談の件数として、平成28年度93件、平成29年度47件、平成30年度41件、令和元年度51件、令和2年度53件、令和3年度63件であると伺っているところでございます。

○能登谷委員 それで、今おっしゃっていただいたのは、いじめを含むなんですね。だから、いじめそのものについてきちっと分類して、整理しているわけでもない。

それから、この間、この事案が起きたのは令和元年なのかもしれませんが、昨年、中間報告やなんかを受けて、がーんといじめの件数が増えていますよね。それらから見れば、スクールソーシャルワーカーがいじめについて相談しているのは、最近は年間2件とかなんですね。令和3年、令

和2年と2件ずつ、令和元年は1件、だけど、それ以外のところで、いじめも含む相談というのは5～60件あるんだけど、いじめも含むなので、具体的にいじめかどうか、今、分からないんですね。しかも、それは子総相の話だから。だから、このところ学校で、急に、去年ぐらいからいじめの件数が一んと上がりましたよね。それから見ても、なかなか、子総相では無理だよなど。無理だよなどというのは、これまでの子総相では、全然対応してこなかったなど。実際に、中2女子の件でも、民間の窓口には相談しているんですよ。後で分かりましたよね。2020年の11月とかに、民間窓口で電話したり、あとは、ネット番組に出たりしたということで、具体的な相談をしていますけれども、子総相やいろんな相談機関には相談していない。ただ、学校にはもともといじめられていると訴えていたという経過がありながら、何でこうなったんだということはありませんけれども、そういう意味で、なかなか子総相では無理じゃないかということとともに、民間も含めた連携ということをもう少し強くイメージしたものにしないと駄目なんじゃないかなと思うんですが、その点いかがでしょうか。

○末木学校教育部教育指導課主幹 今、委員から御指摘のありました、民間の相談機関との連携につきましては、旭川市いじめ防止基本方針にも既に位置づけて、実施しているところなんですけども、そうした取組を含めて、今後、さらに充実していけるような取組を検討してまいりたいというふうに考えております。

○能登谷委員 もっと、条例とか骨子案にもにじむような展開を検討していただきたいなというふうに思います。

それから、いじめられた子や、実際にいじめた子ども、これをどのようにサポートするのかなという方向性、それはどんなふうに考えてこの骨子案を組み立てているのかなと思うんですね。双方とも、心のケアが必要だったり、または、いじめたほうでも心の闇の課題があったりとかということをやっぱり解決していかなければならないと思うんですけれども、それらについては取組の方向はあるんでしょうか。

○真田学校教育部次長 いじめへの対処に当たっては、いじめを受けた児童生徒の心情に寄り添い、安心、安全な学校生活を送ることができるようにすることを最優先としながら、いじめを行った児童生徒に対しては、自分の言動の過ちに気づかせ、反省や謝罪の気持ちを醸成させる指導を行うとともに、加害行為を行った背景にも目を向け、問題の解決に向けた取組を行うことが重要であると考えております。こうした対応は、各学校に設置している学校いじめ対策組織が中心となっていくこととなりますが、新年度からは、学校だけでは対応が困難なケースにつきましては、市長部局のいじめ対策専門部署と教育委員会のいじめ対策担当で構成するいじめ対策チームにおいて、法や心理、福祉の専門家などが支援に当たるとともに、必要に応じて、警察や児童相談所等の関係機関と連携を図るなど、市、学校、関係機関等が一体となってサポートしてまいりたいと考えております。

○能登谷委員 学校も、新しくできる専門部署も連携してやっていくということなんですけど、それは、この後の予算の議論に関わることなんで、それ以上は聞かないようにします。

意見聴取、今回のパブコメのことなんですけど、意見聴取全体で見ると、パブコメももちろん結構なんですけど、保護者の意見はどのように聞いていくおつもりなのか、伺います。

○真田学校教育部次長 児童生徒をいじめから守り、育むためには、市や学校のみならず、保護者の果たす役割も重要であると考えているところであり、本条例骨子案においては、保護者の責務を

記載しているところでもございます。このことから、条例案の策定に向けて、保護者から幅広く意見をいただくことは大変重要であり、これまで、教育委員会の附属機関である旭川市いじめ防止等連絡協議会や、条例の制定に係る懇話会において、旭川市PTA連合会から推薦をいただいた保護者の方から御意見を伺ってきたところでもございます。また、本条例骨子案に対して、幅広く保護者の皆様から御意見をいただくことができるよう、全ての小中学校において、学校便り等を通じて、パブリックコメントの実施について周知をしているところでもございます。

○能登谷委員 ぜひ、いつものパブコメと違って意見をたくさんいただけるように、努力をこの後もしていただきたいなというふうに思います。全体として、この骨子案ですから、大人目線だなというふうに思いますけども、子どもが主体の取組とか、子どもの生の声を反映させるということ、先ほども述べましたのでここは聞きませんが、十分努力していただきたいなと思います。

それで、いじめ防止対策について、最後に伺っていきたいと思うんですが、なぜ、この時期に条例骨子案の提案なのかなというのは、ちょっと私としては不思議です。というのは、いじめの前段の調査がありましたけど、その調査結果も受けながらということを行っているわけなんですけど、今、再調査を行っているんですね、市長部局において。その市長の行う調査の結果が出ていない中で、先に条例をつくってしまうと、受け止めようがないということはどうなのかなというふうに思います。私としては、いじめ対処方針など、具体的な対応を、これまでもしていますけれども、必要なことはどんどん、それを変えていくということができると思いますから、条例は、調査結果を受けて、そのことも反映させたものとするということがよいんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○辻並学校教育部長 本市で初めてのいじめの重大事態となった痛ましい出来事が起こり、教育委員会及び学校における対応が十分ではなかったとの反省に立ちまして、旭川市いじめ防止等対策委員会の調査報告書等を踏まえまして、教育委員会及び学校がいじめの対応を徹底することはもとより、全ての市民がそれぞれの役割と責任を自覚していじめの防止等に取り組むことが必要であるとの考えから、本条例を定めることとしたところであります。当初は、本年4月の施行を目指しておりましたが、重大事態の調査結果の答申が予定よりも遅れたことや、調査結果を踏まえての教育委員会としての検証及び再発防止策の整理等に時間を要したことなどから、本年6月の議会審議を経て、7月の施行を目指してまいりたいと考えております。

教育委員会といたしましては、現在、市長部局の附属機関において実施されている再調査について、調査結果が示されるまでの期間は現段階では承知しておらず、また、一部報道においては、調査結果が示されるまでには相当の期間が見込まれるとの報道もあつたところではありますが、その結果を待つことなく、条例制定に向けた取組を速やかに進め、今後示される再調査の結果において、新たな再発防止の提言等がなされた場合には、その内容も踏まえまして、条例改正も含め、必要な対応を検討してまいりたいと考えております。

○能登谷委員 4月が7月になってもあまり変わらないんじゃないかなと私などは思うんですよ。むしろ、中身をよくするというところにこだわったほうがいいんじゃないかなと思うんですが。

今、調査結果が示されるまでに相当な期間が見込まれるという状況なんだとおっしゃっていましたが、これはおよそどれくらいと見ていらっしゃるのでしょうか。

○辻並学校教育部長 再調査につきましては、市長部局、子育て支援部が事務局となって進めら

れているところでありまして、再調査の調査方針やスケジュールは、附属機関である再調査委員会で決定していくものでありますので、具体的な期間をこちらから示すことはできませんが、これまでに他市でなされた再調査においては、さきに行われた調査と同等、もしくはそれ以上の期間を要している場合も多いことから、そうしたことを踏まえると、本事案に係る再調査においても、1年以上はかかることもあり得ると見込んでいます、このようにお聞きしているところでございます。

○能登谷委員 再調査は1年以上かかるということもあり得るといふうに見込んでいますということ、ちょっと長いとは思いますが、そうするとこの条例は、再調査の結果は踏まえなくてもよいと判断したということになりますか。

○辻並学校教育部次長 重大事態の調査において、学校、教育委員会の様々な課題が指摘されたところでありまして、保護者の学校教育に対する信頼の回復のためにも、できることから、速やかにいじめ対策の強化の取組を教育委員会としては進めていきたい、そうした思いから、さきの重大事態の調査結果に示された具体的方策を踏まえた条例を、このたび制定しようとするものでございます。再調査の結果が示されて、また新たな指摘等がありましたら、そのことも踏まえて、条例の改定も含めまして、また新たに検討してまいりたいと考えております。

○能登谷委員 何か、無理に急いでつくらなくても、いいものを一緒につくったほうがいいんじゃないかなど、私などは思いますね。せっかく調査しているわけですからね。特に、そこは真相解明の大事なところに関わっていますからね。それらをやっぱりきっちり新しい条例に盛り込んでいくということが私は必要だなと思います。

条例は今、待たないでいくということを行っているわけですが、冒頭に述べたとおり、私どもは、第三者委員会の結論を待つことなく、いじめ防止の可能な対策を取っていくことを求めてきたんですが、性被害の対応方針とか、在校生の安全対策、心のケアなど、これは今すぐできることだと指摘しながら、改定を求めてきたんですが、実際には、いじめ対策の強化ということは、いろんな調査機関がありましたけど、その中でもやってきたように思うんですが、それは、どこをどのようにしてきたのか、伺いたいと思います。

○辻並学校教育部次長 いじめ防止の対策につきましては、対策委員会による調査の最終報告を待つことなく、教育委員会が把握している各学校の状況ですとか、市議会での議論などを通じて明らかとなった課題等も踏まえまして、これまで、速やかに実施できるものから取り組んできたところでございます。具体的に申し上げますと、令和4年3月に旭川市いじめ防止基本方針を一部改定いたしましたして、性に関わる事案等への対応や、民間の相談機関等との連携の一層の充実など、新たに盛り込むとともに、本事案に係る学校の生徒の安全確保に向けた警察との連携による取組ですとか、スクールカウンセラーの活用による心のケアなどにも努めてきたところでございます。さらに、改定した市の基本方針に示されたいじめ対策等が各学校のいじめ防止基本方針に適切に位置づけられるよう、全ての小中学校のいじめ対策に係る担当者が参加する研修を新たに実施するとともに、改定された各学校の基本方針を点検することに加えまして、いじめ対策を担当する次長と指導主事が全ての小中学校を訪問し、実効性のある取組が推進されるよう、適宜、指導助言等を行ってきたところでございます。

○能登谷委員 具体的な対策も取りながらきたということなんですが、併せて市長部局も新設される、4月からできるわけですから、これも条例をつくる前に行うということなんだろうと思うんですね、

具体的な中身は聞きませんが。

それで、結局、いじめ防止の条例骨子案、パブコメ提案は教育委員会だと。それから、条例の中身は子育て支援部も相当関わって、私は大半は関わっていると思っているんですが、何かちぐはぐだなと。子育て支援部から聞いておられますとか、そっちで進めているのはこんなような状況のようですか、ちぐはぐだと思うんですね。

子育て支援部のほうは、民生常任委員会にもこの骨子案のパブコメについて報告されているのでしょうか。

○辻並学校教育部次長（仮称）旭川市いじめ防止条例の基本的な考え方や条例の構成、内容などにつきましては、教育委員会が主体となって作成をしておりますが、教育委員会と子育て支援部などの関係部局において、条例の内容等に係る検討を定期的に行いまして、このたび、骨子案としてまとめたところでございます。

民生常任委員会への報告につきましては、子育て支援部からは、教育委員会がパブリックコメントを実施することから、教育委員会を所管する経済文教常任委員会で報告しており、民生常任委員会では報告はしていないと、そのように伺っております。

○能登谷委員 骨子案の報告は経文のみで、民生では行わないんだということでした。ただ、骨子案を見ると、市長部局の関わりとかも相当強い、子育て支援部のものだと。その子育て支援部は、議会的には姿は見せないということですよ。教育委員会が間接的に報告しているということなんですけども、議会対応としてはこれ、おかしくないでしょうか。もしそうであれば、子育て支援部をこの場に呼んででも、こちらから呼ばなくてもね、そちらとして配置しながら説明するという対応があってもおかしくなかったんじゃないかと思うんですが、議会対応についてお聞かせください。

○品田学校教育部長 本来であれば、子育て支援部に関わる部分につきましては、そういった対応も必要なのかなという部分は確かにあるとは思いますが、今回の質疑の内容のところにつきましては、今回、我々が子育て支援部に直接お伺いをして、どういった考え方を聞いたという内容で答弁をさせていただいたというところでございます。

今後、そういった対応の部分につきましては、どうするかということも、改めて、我々、また、関係する部局と協議をしながら、検討していきたいと考えております。

○能登谷委員 いずれにしても、ちよつとちぐはぐだなと。これまで所管してきた教育委員会が、条例をつくるということはもともと行ってましたから。しかし、今後できるというか、今も再調査に当たっている子育て支援部との連携とか、新しい部局は両方の力を借りてやっていくわけだから、それらについて、議会対応もやっぱりしっかりしていかなきゃなんないんじゃないかなということも今後の課題として指摘しておきたいと思います。時間になりましたので、終わります。

○品田委員長 ほかに御発言はありますか。

○江川委員 通告なしですみません。1点だけ確認をさせていただきます。

（仮称）旭川市いじめ防止条例骨子案ということで、旭川市いじめ防止というふう書いてあると思うんですね。先ほどからずっと議論を伺っている限りですと、教育委員会だから仕方がないのかなと思うんですけれども、市立学校に所属する児童と生徒に関するものなんだというように聞こえてくるんですけれども、この骨子案の1ページのところで、定義の部分には、学校と書かれていて、旭川市内に所在する小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（幼稚部を除く）というふ

うに書かれています。

現段階で、子どものいじめというのを捉えるときに、今は小学校2年生辺り、低学年が件数としてはピークだと言われていて、幼稚園から、そして高等学校まで、満遍なく、子どもと言われる18歳未満の子どもたちが関わるのがいじめだというふうに私は捉えていますし、市民感覚からしても、いじめというところまで全部含まれると思うんですけども、旭川市いじめ防止というふうに捉えているにもかかわらず、児童生徒の部分に、そういった市立学校以外のところが含まれない理由というのを一応教えていただいてもいいでしょうか。

○辻並学校教育部長 本条例におきましては、各学校等が行う努力義務等の規定もしているところですので、そういった義務を果たすということについては、本市が所管する小中学校においてなされるべきであると、そうした考えに基づいて、今回、このような規定になっているところでもあります。また、18歳以下の子ども、幼稚園の子どもたちも含めて、いじめがあるんじゃないかという市民感覚、そうした思いがあることは理解しておりますけれども、いじめの国の定義上、児童生徒に対して、他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為と、児童生徒というふうになっているわけでありまして。児童生徒とは、学校教育法上で言う小学校、中学校、高等学校、特別支援学校に在籍する子どもという意味合いですので、幼稚園の子どもについては、このいじめという定義には該当しないものと考えております。しかしながら、この条例は、いじめを市民に対する人権問題として捉えて、そこに対処しようとするものでありますので、そういった対象の外にいる子どもたちに対して、そういった人権を侵すような行為について相談等があった場合には、しっかりとその相談者に寄り添って対応をするとともに、そういった情報については、所管するところに、または関係機関にしっかりとつなげることで、その課題の解決に取り組んでまいりたいと考えております。

○江川委員 今言った中では、いわゆる児童生徒というふうな形ですので、生徒というのは高等学校も含まれるよというようなことをおっしゃっていたかと思うので、市立の高等学校はないですけど、高等学校までは入るんだよという考え方でいいのかなとも思うんです。

もう一点、加害者というのは意外と、自分が行った行為をいじめというふうに認知しないというところが実感としてあるので、その辺りのことも踏まえて、きっと多くのパブリックコメントが寄せられることと思います。市民から寄せられた声ですので、幼稚園とか、これは市立学校に係るものなんですということではなくて、市民意見をしっかりと受け止めて、そういったところを反映していただきたいと指摘させていただいて、終わります。

○品田委員長 ほかに御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○品田委員長 なければ、以上で予定していた議事は全て終了いたしました。

その他、委員の皆様から御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○品田委員長 それでは、本日の委員会は、これをもって散会いたします。

散会 午後0時00分